

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和3年度新型コロナウイルス感染症唾液検査キットの発送及び配達業務
発注課	保) 保健所医療対策室業務調整課 PCR検査担当係
選定事業者	佐川急便株式会社 北海道支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>新型コロナウイルス感染症を疑う者の検査について、無症状及び軽症の者に対しては、検査対象者の自宅に唾液検査の採取セットを送付し、対象者が自宅で検体を採取し、保健所に持ち込む等の方法で検体を回収し、検査を実施する体制を構築している。</p> <p>これに係る採取セットの発送については、迅速・効率的に当該業務を行い、安定的に唾液検体による検査体制を構築する観点から、職員による手作業の発送ではなく、業務委託により行うこととしている（令和2年11月13日決裁）</p> <p>当該業務は、札幌市から送付する電子データをもとに検体ラベル等を作成・貼付のうえ、必要物資を封詰めし、17時までにデータを渡したものは当日発送・翌日配達、正午以降にデータを渡したものは翌日発送・翌々日配達するものであり、厳重な個人情報の保護及び発送の迅速性が求められる業務である。</p> <p>このため、大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録を有し、個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマーク又は、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を取得しており、当該業務を行うことが可能な業者を調査した結果、上記業者及びヤマト運輸株式会社北海道法人営業支店の二者が該当したが、このうちヤマト運輸株式会社については、社の方針として当該業務の受託は困難である旨、申し出があったところ。</p> <p>以上により、上記業者は当該業務を履行することが可能である唯一の業者であり、また、令和2年度の当該業務を受託し確実に履行していることから、令和3年度（10月以降）においても着実な履行が見込まれると判断し、上記業者を相手方とした随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定日	令和3年9月24日